

新潟市立白新中学校 いじめ防止基本方針

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校教員の責務（第8条）から、いじめは絶対に許されない行為として、白新中学校における「いじめ防止基本方針」を策定する。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止に取り組み、いじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する。

I いじめ防止に向けた基本的方針

1 基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、保護者・地域と信頼関係を構築し、職員それぞれが自分の役割を自覚して、いじめのない学校の実現に向けて取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条）】

3 学校および教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止に努め、上記にある定義を念頭においた積極的な認知のもと早期発見・早期対応、再発防止等に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を感じ取る視点を持ち、いじめの兆候を決して見逃さず、教職員一人一人が、すべての生徒の生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていくものとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し生徒、教職員、保護者、地域一丸となって全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人ひとりの自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心をはぐくみ、自他を尊重する豊かな心を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項を設ける。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ①特別活動を充実させ、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ②あらゆる場面で望ましい人間関係づくりを推進する。
- ③道徳の時間や体験活動、および人権教育の充実を図る。
- ④総合的な学習の時間における社会体験・地域貢献などの交流活動の充実を図る。
- ⑤生徒が主体となった、いじめ未然防止運動などの啓発活動を実施する。
- ⑥教職員は平素から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合はすみやかに学年主任等に報告し、「校内いじめ対応ミーティング」でその情報を共有する。
- ⑦保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑧スクールカウンセラーや外部機関を含めた、教育相談活動の充実を図る。
- ⑨カウンセリングに関わる研修などを開催し、生徒の心に寄り添った積極的な認知に努める。

(2) 対応に関すること

- ①「未来への足跡」の記録や「心の健康チェック」を有効に活用し、「校内いじめ対応ミーティング」で積極的に情報共有する。「校内いじめ対応ミーティング」は「情報交換会」をかねて、毎日終会時に管理職、学年主任、生徒指導主事によって開催する。
- ②情報により、いじめが予見、認知された場合には、迅速かつ組織的に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する。
- ③常にいじめの影響を受けた生徒の立場に立った対応を心がけると共に、いじめの影響を与えた生徒の指導においてはその人格や人間性を否定するのではなく、行為を戒め、よりよい人格の形成につながるよう指導に努める。適宜、当該保護者の理解と協力を得て指導を進める。
- ④対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。
 - ア 事実把握の段階
 - ・正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する。
 - ・生徒指導部および管理職への速やかな情報伝達を行う。
 - イ 方針決定の段階
 - ・ねらいを明確にし、指導における役割分担を決定する。
 - ・全職員の共通理解を図る。
 - ウ 指導支援の段階
 - ・いじめの影響を受けた生徒の心情の理解に努める。
 - ・原因の把握に努める。いじめの影響を与えた生徒が事態の問題点を理解し、十分に内省できるように支援する。
 - ・いじめの影響を受けた生徒といじめの影響を与えた生徒の融和を図る。
 - エ 継続支援の段階
 - ・再発防止のための対策を講じる。
 - ・事後の経過観察を正確に行い、関係生徒、保護者への支援を継続する。

⑤いじめの解消について

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じているかどうかを面談等により確認する。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

【いじめ防止のための基本的方針（平成25年文部科学大臣決定・平成29年3月改訂）より一部抜粋】

(3) 相談に関すること

- ①生徒および保護者と確かな信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ②教育相談の充実を図る。
 - ア 年間2回の教育相談週間の設定（7月・11月）
 - イ チャンス相談の効果的実施
- ③SCおよびSSWなどを活用し、幅広い情報収集に努める。
- ④学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために、生徒および保護者に外部相談機関の相談窓口を周知する。

(4) 連携に関すること

- ①親学会、保護者懇談会、部活動保護者会などあらゆる場面での機会を利用して、いじめが生じたときの対応について保護者・地域への周知を行い、連携を十分に図る。
- ②学校だより、学校HP等を通して適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。
- ③学校警察等連絡協議会を活用し、関係機関との連携を十分に深め、情報交換を密に行う。
- ④白山小・鏡淵小と、いじめに関わる情報交換をきめ細かく行うなど、連携の充実を図る。

(5) 白新中学校におけるいじめ防止に係る組織

学校内外で以下のような組織を設置し、いじめ問題に組織的に取り組む。

①学校の組織【1】「校内いじめ対応ミーティング」

ア 目的

- ・いじめの状況について報告を受け、メンバー内での情報共有、共通理解を図る。
- ・事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。
- ・解決に向けて、児童生徒への指導を行う。

イ 構成員

管理職、生徒指導主事、教務主任、学年主任、適応指導主任、養護教諭

②学校の組織【2】「白新中学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第22条」

ア 目的

- ・いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ・重大事態が発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

イ 構成員

・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、適応指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係担任、関係部活顧問、スクールカウンセラー

②中学校区の組織「白新中学校区人権委員会」

ア 目的

- ・中学校区の学校、地域の代表等が連携し、中学校区全体へのいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子供をいじめから守る取組の充実を図る。

イ 構成員

・主任児童委員、民生委員、三校教頭、生活指導担当・生徒指導主事、関係教職員

- 3 インターネットを通じて行われるいじめに等に対する対策
 インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。よって、以下の対策を講じる。
 - (1) 学校で行う対策
 - ①保護者の責任のもと、買い与えられる通信機器を介し、機器やSNSの利用を、中学生が正しい判断のもと利用できるために必要なネットワークリテラシー育むという立場で生徒に指導する。
 - ②携帯電話、スマートフォンおよびインターネットに接続できる通信機器については校内への持込および校内での使用は禁止とする。
 - ③情報モラル教育の充実を図るため、インターネットの利点や危険性について、道徳部、特別活動部、技術・家庭科が連携して指導を行う。また、学級活動や総合的な学習の時間において、SNSの誤った利用による人間関係トラブル等に関する学習会を開催する。
 - (2) 家庭に対して行う対策
 - ①入学説明会や保護者会等の機会を利用し、望ましいSNS利用に関する啓発活動を行う。
 - ②生徒指導だよりを発行し、スマートフォンやコンピュータ等の通信機器利用については、保護者の責任および監督の下で行い、家庭内ルール設定を要請する。
 - ③生徒がSNSなどでトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態になった場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は、学校と家庭がともに情報を共有し、SNSの退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。
 - (3) 発生時の対応
 - ①2の(2)に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに現況が改善されるように努める。
 - ②被害生徒、保護者への支援、および加害生徒、保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

III 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条第1項（平成25年法律第71号第2条）】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
 （「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）

2 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為として、万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し、対処にあたる。なお、生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合においても、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に係わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教委に報告し、その後の対応、調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実（2）早期発見のための措置（3）相談体制の整備（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等（6）調査研究の推進（7）啓発活動 について定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法にとり事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。